

【オーストラリア】 メタデータ保全法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* テロ対策強化を主な目的として、通信事業者に通信データの一部を2年間保全することを義務付けるメタデータ保全法が成立した。

1 法律の概要

「2015年電気通信傍受法改正（データ保全）法」（Telecommunications (Interception and Access) amendment (Data Retention) Act 2015）（注1）が、2014年10月30日に下院に提出され、大幅な修正案に政府が応じて2015年3月19日に通過、3月26日に上院通過、4月13日に裁可されて成立した。一部を除き裁可の日から6か月後に発効する。

この改正法は、「1979年電気通信傍受法」（Telecommunications (Interception and Access) Act 1979：TIA法）を改正するもので、テロ対策強化を主な目的として、通信事業者にメタデータ（通信によって生じた情報のうち内容を除いたもの。典型的にはユーザー名、アカウント名、アドレス、位置情報など。法律上は「保全データ」と言うが、マスコミや議会での議論では「メタデータ」が広く使用されている。）を2年間保全することを義務付ける。

TIA法は、通信傍受を原則として禁止した上で、その例外となる場合、手続、関係機関との協力等を定めた全439か条からなる法律で、改正前のTIA法の下でも、警察などの法執行機関は、課金やマーケティングの目的で通信データを保有している通信事業者に対しては、一定の要件のもとで関係する通信データの情報開示を求めることができた。今回の改正は、通信事業者に共通の一貫した保全義務を課すとともに、保全すべきメタデータの範囲を厳密に明らかにし、法執行機関の範囲・権限・手続や連邦オンブズマンの監視権限等を定めるもので、新たに52か条を新設し、大小74か所を改正した。電気通信法、オーストラリア保安情報機構法、情報局法、プライバシー法の関連規定の改正も含んでいる。

2 制定経緯

2013年6月に連邦議会の情報及び保安に関する合同委員会がテロ対策強化を主眼とする報告をまとめており、政府はこれをベースに、①通信傍受、②通信のセキュリティ、③情報機関の権限強化、④メタデータ保全の4分野の強化を3本の法律で実現することを表明していた。①②③は既に2014年に実現し（本誌261-2号（2014年11月）で既報）、残る④についてはさらに多くの議論を経て立法化に至った。

3 法律の特徴

(1) **通信事業者の保全義務** 通信事業者は、(2)で紹介するデータを2年間保全することが義務付けられ、実行可能な体制を明らかにするための実施計画を作成する。国外の事業者には義務は及ばない。

(2) **メタデータの範囲** 通信傍受の対象としてはTIA法にも「通信の内容を除く情報」と

いう表現の定義があったが、今回の改正ではデータの構成要素を詳細に列挙する形で厳格に定義したのが特徴である。また、布告により定義を改正することができるが、前述の連邦議会合同委員会への事前提示義務と議会が拒否できる手続に服することとし、通信技術の発展に対応する柔軟性と厳格性の両立を図った。

(3) **法執行機関の範囲・権限・手続** TIA 法より法執行機関の範囲と手続を厳格にした。また、表現の自由の観点から特にジャーナリスト関係の通信データに対してはより厳格な要件が定められた。

(4) **監視権限** 従来からある情報保安監察官の監視のほか、初めて連邦オンブズマンに法執行機関の記録を調査する権限が与えられた。

(5) **経費** 年 4 億豪ドル(約 360 億円)、税負担がなければ利用者 1 人あたり年 4 豪ドル(約 360 円)と報道されているが、法案段階で政府は経費と政府の負担を明らかにしていない。

(6) **見直し義務** 政府は、人権に関する国際条約や比例原則(目的の重大さと手段の重さの釣り合い)に適合するよう手段を講じたと説明している。また、テロや重大犯罪対策として通信データの傍受だけで解決することはないが、早期に捜査の対象を絞ることができるから、他の人権侵害を避ける効果があるとも指摘されている。手段の効果と問題点を点検するために、法律は、執行状況について 2 年後に検証することを義務付けた。

4 議会における議論

テロ対策として通信データを傍受することの有効性と、人権の侵害性が議会における議論の中心であった。政府は、ネット時代の捜査能力の減退を問題視し、法執行能力を高めることによる国民の安全確保の必要と、その手段としての通信データ傍受の有効性を主張した。これに対し、前述の連邦議会合同委員会は、政府が提出した法案について主としてプライバシー保護、表現の自由、監視体制等の観点から問題点を洗い出し、2015 年 2 月 27 日に追加的に報告をまとめ、政府案の修正の必要を主張した。政府は下院審議の最終局面でこれを取り入れ、広範な修正に応じたこととした。

上院では、全院委員会(詳細検討を求める場合などに動議により開かれる。)で議論され、野党の中には、テロに対する有効性そのものを否定する主張もあり、また緑の党は保全期間の短縮や調査する要件の厳格化などの修正案を提出したが否決された。労働党は、下院では修正に応じるまでの政府の姿勢を批判して反対したが、上院では、法執行能力を高めつつもその乱用を防止する手段が修正案により確保され、国民の安全に寄与できると判断して賛成に回り、法案は成立した。

注

(1) 法律では、通信される情報を当事者に知られずに取得することを interception、システムに残っている情報を取得することを access と定義している。法律名の仮訳ではまとめて「傍受」とした。

参考文献(インターネット情報は 2015 年 4 月 15 日現在である。)

・連邦議会の法案サイト <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5375>